



「令和」の元号に変わってからちょうど4年が経ちました。この4年間の間にいろいろなことがありました。令和元年10月には消費税率が10%になり、同時に消費税の軽減税率制度の導入、令和2年からは新型コロナウイルスの大流行、令和3年7月は東京オリンピック・パラリンピックの開催、そして現在もお続くロシアによるウクライナ侵攻、とりわけ私たちの生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルスによる感染症は、この5月8日より感染症法上の5類感染症に位置づけられることとなりました。体調には注意しながら、新しい生活を楽しんでいきたいですね。また新たな変化という意味では、消費税のインボイス制度の開始時期がだんだんと近づいてまいりました。今回は消費税のインボイス制度導入後の会計処理方法の留意点について取り上げていきたいと思ひます。

## 今月のテーマ: インボイス制度開始後の会計処理について

令和5年10月1日より、消費税のインボイス制度が始まります。インボイス制度は、大企業から中小企業、個人事業者の方々まで多くの方に関係してくる制度です。インボイス制度はどのような制度なのか、どのような対策をしておかなければならないのかについては、これまでも何度か弊社からもご案内をさせていただきました。徐々に準備を進めていってらっしゃると思いますが、経理担当者の会計処理については、インボイス制度が始まったらどのようにすればよいか触れられているものは現時点ではそう多くないと思ひます。そこで今回はインボイス制度導入後に経理担当者の会計処理方法が具体的にどのように変わるのかについて以下の項目でご説明いたします。なお下記の内容は、消費税の課税事業者の方で「原則課税制度」で計算される方を前提としており、免税事業者の方や「簡易課税制度」を選択されている方は従来通りの会計処理方法でも差し支えありません。

## 2. 具体的な記帳方法 (「割戻し計算」を前提)

令和5年9月30日までの記帳方法につきましては、記帳時に下記の左側の点を区分して経理していく必要がありましたが、インボイス制度が始まると下記の右側の点に区分して経理していく必要があります。

インボイス制度以前(令和5年9月30日以前)	インボイス制度(令和5年10月1日以後)
支払った費用(経費)のおもな消費税区分	支払った費用(経費)のおもな消費税区分
消費税率10%の課税取引	消費税率10%の課税取引(インボイス番号あり)
消費税率8%の課税取引	消費税率8%の課税取引(インボイス番号あり)
消費税の非課税・不課税取引	消費税率10%の課税取引(インボイス番号なし)
	消費税率8%の課税取引(インボイス番号なし)
	消費税の非課税・不課税取引

**請求書兼領収証**

(株) 御中 ××年11月2日 (株) 商事

登録番号 T012345...

台所用洗剤	220円
お茶葉	540円
トイレトペーパー	330円
税込合計	1,090円
(10%対象)	550円
(8%対象)	540円
うち消費税額 (10%)	50円
(8%)	40円
は軽減税率対象品目	

請求書兼領収証

(株) 御中 ××年11月4日 花店

観葉植物	1,100円
税込合計	1,100円

インボイス番号なし

**現金出納帳**

××年	月	日	勘定科目	摘要	借方	貸方	残高
11	1			前月繰越			50,000
11	2		消耗品費	(株) 商事 台所用洗剤他		550	49,450
11	2		福利厚生費	(株) 商事 お茶葉		540	48,910
11	4		消耗品費	花店		1,100	47,810
:	:	:	:	:	:	:	:

は軽減税率対象品目  
インボイス番号のない支払には金額を〇で囲む

注意点!!

軽減税率対象品目に「」や「」等の記号を記載します。記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにします。税法上必須ではありませんが、実務上はインボイス登録事業者ではない者への支払かどうかを帳簿に記載しておくことが必要と

上記の現金出納帳の例のようにインボイス登録事業者ではない者への支払が分かるように記帳しておくことが重要です。

## 3. お客様へのお願い

正しく消費税の計算を行うためにはお客様のご理解とご協力が必要となります。日々の取引についてインボイス登録事業者以外の方へお支払いされた場合には、お手数をお掛け致しますが次の点についてお願い致します。

(1) 自社でパソコン等により入力されている場合  
帳簿記載の時と同様に、データ入力をする際にもインボイス登録事業者へのお支払いであるかどうかを確認し、インボイスの有無の入力をお願い致します。なお、インボイス番号そのものの入力は不要となっています。(現時点では各会計ソフトの入力方法は明らかとなっていないものが多いですが、令和5年10月1日以後は上記の入力が可能となる予定です。)

(2) 弊社でパソコン等に入力している場合  
現金出納帳及び通帳、振替伝票等を基に入力をさせていただきますので、上記の現金出納帳の記載と同様に、インボイス登録事業者以外の方へお支払いされた場合には、弊社にお渡しいただく帳面につきましては「インボイスなしである旨」の記号等の記入をお願いいたします。ここでいう記号とは、**弊社ではインボイスがない場合に経費科目の金額欄に〇印で囲んでいただくこと等を予定しております。**(令和5年5月現在)

<5月カレンダー>

10	水	*4月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
31	水	*3月決算法人の確定申告・納付期限
		*9月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の6・12月決算法人)
		*消費税等(毎月納付3月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: 「Vision」** 今月の開催日**5月11日(木)**です。不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

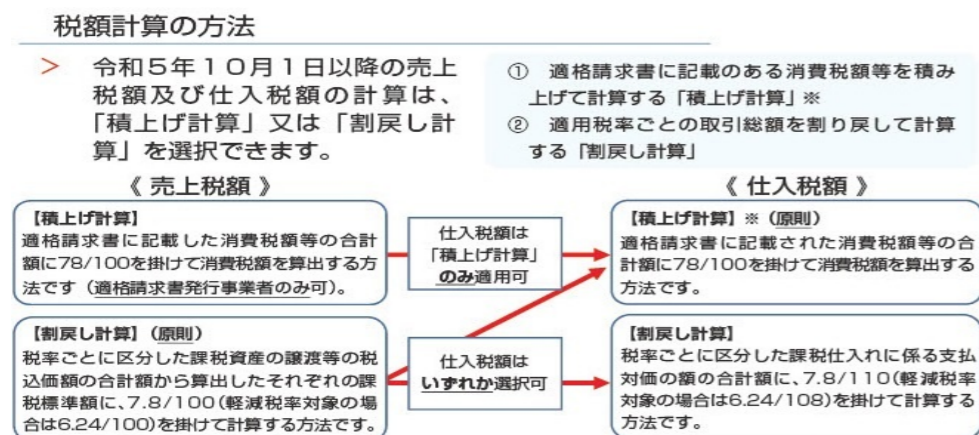
開催日	対象者	申込期限
5月11日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(月)
6月8日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月2日(金)
7月13日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月7日(金)

## 1. 税額方法の計算

消費税の納税額は次の計算方法で計算されます。

$$\text{消費税額 (納税額)} = \text{売上に係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入等に係る消費税額 (仕入税額)}$$

これまでの原則的な方法では、算式中の「売上税額」と「仕入税額」の計算において、税込金額で課税売上・課税仕入の総額を計算し、そこから消費税額を計算するという「割戻し計算」を行っていました。しかし、インボイス制度導入後は特に仕入税額の計算においては「積上げ計算」が原則的な方法となります。



もし仮に「積上げ計算」で仕入税額を計算する場合、会計データを入力する際には、「税込あるいは税抜の仕入金額」と「消費税額」の両方を入力することとなります。これまでの、税込の仕入金額だけを入力すればよかったのに対して、手間が増え、間違えるリスクも高まります。ただし、特例としてこれまでと同じように割戻し計算を行うことも認められることとされています。**会計データの入力に不安がある場合は、特例である割戻し計算を行う方法とし、これまでと同じような作業を行う方がいいでしょう。**

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています